

中川事務所新聞

第84号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【新標準報酬決定】

社会保険料の計算の基礎となる「標準報酬」の決定通知書が各社に送付されているところで、合わせて厚生年金の保険料率も9月分からアップするので、給与計算時にはほとんどの場合で変更が生じます。給与計算ソフトの場合は設定の確認を、手計算の場合は新料率表の確認をそれぞれ忘れないようにしましょう。

なお、決定された標準報酬については、従業員への周知も忘



れないようにしましょう。

【貸し剥がし再び】

身近なところで貸し剥がしの現場を目の当たりにしました。
金融機関⇒みなと銀行
金額⇒20万円
剥がされた会社に信用不安や約束違反などは何もなく、銀行員が会社を訪ねて一方的にその場で出金伝票を書かせて回収です。

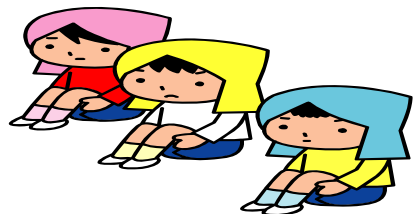
このような行為は銀行側の明らかな契約違反だと思われませんが、それにしても20万円ぐらいのことでここまで大胆な行動に出るとは、下品としか言いようがありません。もはやこの銀行を信用するわけにはいかないでしょう。

【エアコンの手入れを忘れずに】

この夏はいつにもましてエアコンがフル稼働だったと思います。トラブル防止のため、フィルター等の基本的な掃除をお忘れなく。

【9月の事務予定】

- ・9月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・7月決算法人確定申告&納税
- ・1月決算法人中間申告&納税
- ・秋の交通安全運動(21~30)
- ・老人週間(15~21)



知ってお得！？法律雑学

Q. ニュースなどで「懲役2年執行猶予3年」という裁判所の判決を耳にしますが執行猶予ってなんですか？ 結局刑務所に入るのですか？

A. 執行猶予とは刑の言渡しはするが、その執行を一定期間猶予し、猶予期間を無事経過したときは刑罰権を消滅させる制度です。つまり執行猶予がつかない懲役2年なら即刑務所行きですが、猶予3年

がつくと刑の執行が3年猶予されます。そしてその3年間刑事事件を起こさなければ懲役2年の効力が失われ、刑務所に入らなくて済みます。

ちなみによく会社役員、就職、許認可の欠格要件で「禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」などという条件があります。実刑判決を受けた人は刑の執

行終了後5年間は欠格該当者ですが、執行猶予付きの判決を受けた場合は、その猶予期間を何事もなく満了すれば刑罰がなかったことになり、満了時点で即この欠格要件には該当しないこととなります。



経営談義

【「軸」を持つ】

経営者ならば誰しも考え方の軸を持っており、その軸を中心として日々の経営が実行されているものと思います。軸はブレないことが肝要ですが、これをブレさせる大きな要因としてマスコミが挙げられます。経営戦略的には外部環境の情報収集ということですが、

皆さんもご存知のとおり、マスコミというものはある方向に（ほとんどの場合悪い方

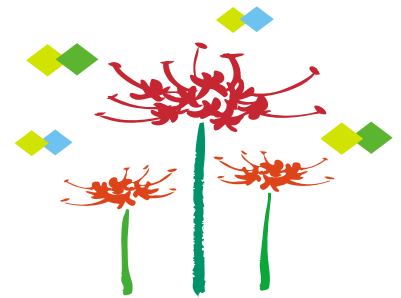


向に) 極端に偏る傾向があります。例えば円高になればそのデメリットを、売上が下がったといえはそういった会社ばかりを、雇用問題があるといえは就職できない人ばかりを採り上げる、といった具合です。これらには当然のこととしてその反対側に良いこともあるはずで、例えば円高のメリットなどは輸入品の価格低下を通じてほとんどの人に恩恵があるはずなのに、そういったことは伝えられません。輸出産業は大変だといいいながら、輸出がどの程度経済の割合を占めているのかは伝えられません。

我々経営者としては、こういった情報に振り回されることなく、しっかり自分で考え、

その考えを着実に行動に移さなければなりません。ある情報に接したら、その裏側にも考えを及ぼすことが必要であり、いかなる状況下でも自社にとって有利なことを探し求める姿勢が必要です。

中小企業の経営は99%経営者で決まるといわれています。外部情報を鵜呑みにしてフラフラすることなく、しっかりと自分の足で立って歩きましょう。



あじなわ

八月中に伊勢神宮と那智の大瀧に行ってきました。いわゆるパワースポットといわれるところで、確かに心が清らかになって気持ちよくなりました。ちなみに、那智からの帰りは子供たちが寝ている間にノンストップで姫路まで走り切りました。途中の熊野川沿いの景色も最高でした。

運動会が春に行われるようになって久しいですが、今から思うとこの猛暑では練習も不可能だったでしょうね。もう少しの辛抱だと思われるので、お互い頑張りましょう。



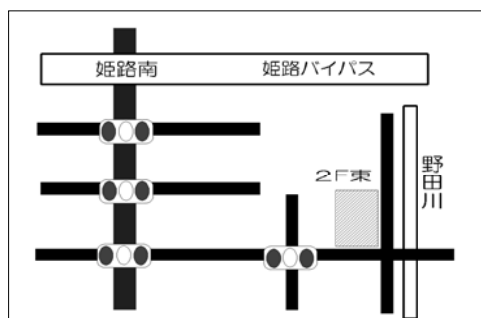
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp